



なお、上記証券募集等に当たっては、資産の流動化に関する法律第286条第1項において準用する同法第209条第1項において準用する金融商品取引法の規定を遵守して行います。

(記載上の注意)

1. 本届出書は、募集等を行おうとする都度提出しなければならない。
2. 「募集等を行おうとする特定目的信託の受託者名」は、受益証券を発行する受託信託会社名を記載する。
3. 「受理番号」は、募集等を行おうとする証券の発行者が、管轄財務局に提出した特定目的信託契約届出書の副本に記載された受理番号をいう。
4. 「募集等を行おうとする証券の種類、額等及び募集形態」において、同種で条件を異にする証券の募集等を行う等の事由により記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、この書面の次に添付すること。
5. 「募集形態」には、公募（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。）、プロ私募（私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）のうち、同項第2号イに掲げる場合に該当するものをいう。）、特定投資家向け取得勧誘（私募のうち、同号ロに掲げる場合に該当するものをいう。）又は少人数私募（私募のうち、同号ハに掲げる場合に該当するものをいう。）のいずれかを記載すること。
6. 「募集等を行おうとする部署及び責任者」は、主たる営業所における担当部署及び責任者（役員）を記載する。
7. 「募集等を行おうとする営業所等」は、証券の募集等業務を行う営業所名、所在地及び各営業所において募集等業務を行う従業員数を記載する。
8. 「募集等を行おうとする営業所等」において、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、この書面の次に添付すること。